

健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 健康・医療関連産業創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、広島県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」又は「広島バイオテクノロジー推進協議会」の会員企業（以下「補助事業者」という。）が、補助事業計画書により実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、健康・医療関連分野における製品化・事業化を促進し、もって本県における健康・医療関連産業の拡大に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「補助事業」とは、次の各号に掲げる医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の製品化・事業化のための研究開発など健康・医療関連分野への新規参入、当該分野での事業拡大を行うための事業活動（通常の生産活動を除く。）をいう。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品
- (2) 医薬品医療機器等法第2条第2項に規定する医薬部外品
- (3) 医薬品医療機器等法第2条第4項に規定する医療機器及びこれらの部品、部材
- (4) 医薬品医療機器等法第2条第9項に規定する再生医療等製品及びこれらの関連資機材
- (5) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具及びこれらに類するもの
- (6) 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品
- (7) 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号に規定する機能性表示食品
- (8) 創薬研究のための支援・受託サービス
- (9) 健康の保持及び増進、介護予防等を通じた健康寿命の延伸に資する商品又はサービス

2 この要綱において「補助事業計画書」とは、補助事業者が策定する事業計画で事業計画期間の終了後5年以内に県内において事業化を行うことを前提とした、具体的かつ明確なものをいい、次の各号に区分する。

- (1) 2者以上の事業者が連携して実施する事業計画又は医療機関、大学等と連携して実施する臨床研究等を含む事業計画（連携タイプ）
- (2) 前号以外の事業計画（一般タイプ）

(対象事業等)

第4条 補助事業の区分、補助率及び補助限度額は別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第2のとおりとする。

3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の3月31日までとする。ただし、補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めるときは、交付決定の日から1年以内とすることができる。

(交付申請等)

第5条 規則第3条の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その

提出期限は、知事が別に定める。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、別表第3（1）のとおりとする。

（交付決定等）

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業の内容の変更（別表第4に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、前号と同様に知事の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告等）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の翌年度に補助事業が完了する場合には、前項の実績報告書に加え、補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書に添付しなければならない書類は、別表第3（2）のとおりとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、規則第13条の規定により知事が交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知した後に交付する。

2 前項の通知を受けた補助事業者は、別記様式第5号により知事に請求するものとする。

（補助金に係る経理）

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第6号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第8条に規定する報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 取得財産等のうち、規則第22条第1項第2号及び第3号に規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとする

るときは、様式第7号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(事業化の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後5年度間は、毎会計年度における補助事業の成果の事業化状況を毎会計年度の終了後30日以内に様式第8号により知事に報告しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第14条 補助事業者は、補助事業を行った年度又は補助事業の完了年度5年以内に、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を出願し若しくは取得し、又はそれらを譲渡し若しくはそれらに実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第9号により知事に届け出なければならない。

(成果の公表)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助事業について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月19日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表第1（第4条第1項関係）

	連 携 タ イ プ	一 般 タ イ プ
補 助 区 分	2者以上の事業者が連携して実施する補助事業又は医療機関、大学等と連携して実施する臨床研究等を含む補助事業	その他の補助事業
補 助 率	補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	600万円	300万円

別表第2（第4条第2項関係）

補 助 対 象 経 費		
区分	経費区分	内 容
事前研究・可能性調査（F/S）に要する経費	原 材 料 費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	機 械 装 置 費	機械装置又は工具器具の借用及び外部施設等の利用に要する経費
	外 注 加 工 費	外注加工等に要する経費
	技 術 指 導 受 入 費	外部専門家等から技術指導の受入れに要する経費
	調 査 等 委 託 費	技術調査，特許調査，市場調査，試験分析等の調査委託に要する経費
研究開発・技術開発に要する経費	原 材 料 費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	機 械 装 置 費	機械装置又は工具器具の購入，試作，改良，据付，借用又は修繕に要する経費
	外 注 加 工 費	外注加工等に要する経費
	技 術 指 導 受 入 費	外部専門家等から技術指導の受入れに要する経費
	調 査 等 委 託 費	研究開発に係る試験分析，有効性・安全性評価の調査委託に要する経費
	共 同 研 究 費	大学，研究機関等と共同で行う研究開発に要する経費
	直 接 人 件 費	研究開発に直接従事する者の研究開発業務従事時間に対応する人件費で別に定める計算方法により算出する経費
事業化・販路拡大に要する経費	産 業 財 産 権 導 入 費	技術開発に必要な産業財産権の導入に要する経費
	調 査 等 委 託 費	事業化に係る市場開拓，有効性・安全性評価の調査委託に要する経費
	許 認 可 申 請 経 費	事業化に係る各種許認可，規格取得に要する経費
	展 示 会 等 出 展 費	展示会，見本市等への出展に要する経費
	広 告 宣 伝 費	広告宣伝に要する経費

別表第3（第5条，第8条関係）

(1) 交付申請書添付書類	<p>ア 補助事業計画書（様式第1号別紙）</p> <p>イ 直近2期分の決算書の写し（連携タイプの場合は，連携事業者分すべて（医療機関，大学等を除く））</p> <p>ウ 「健康・医療関連産業創出支援事業費補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」に規定する必要書類（直接人件費を計上する場合）</p> <p>エ その他知事が必要と認める書類</p>
(2) 実績報告書添付書類	<p>ア 補助事業実績書（様式第4号別紙）</p> <p>イ 支出証拠書類（発注書，契約書，納品書，請求書，領収書等の写し）</p> <p>ウ 「健康・医療関連産業創出支援事業費補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」に規定する必要書類（直接人件費を計上する場合）</p> <p>エ その他知事が必要と認める書類</p>

別表第4（第7条関係）

(1) 経費の配分の変更	<p>ア 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合</p> <p>イ 別表第2に掲げる経費区分の相互間において，補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合</p>
(2) 事業の内容の変更	<p>ア 第5条の規定により提出する補助事業計画書に記載の内容が，補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない，事業計画書の細部の変更をする場合</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

広島県知事 様

(補助事業申請者)

郵便番号

住 所

企業名

代表者（職氏名）

担当者（職氏名）

電話番号

年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付申請書

健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- ◆ いずれかにチェックしてください。 連携タイプ
 一般タイプ

1 補助金交付申請額等

区 分	年度分	年度分	合 計
補助事業に要する経費	円	円	円
補助対象経費	円	円	円
補助金の額	円	円	円

2 補助事業の内容

別紙「補助事業計画書」のとおり

(添付書類)

- 補助事業計画書（様式第1号別紙）
- 直近2期分の決算書の写し（連携タイプの場合は、連携事業者分すべて（医療機関、大学等を除く））
- 「健康・医療関連産業創出支援事業費補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」に規定する必要書類（直接人件費を計上する場合）
- その他知事が必要と認める書類

様式第1号別紙

補助事業計画書

1 申請者の概要（連携タイプの場合は、補助事業を代表し、補助金の交付先となる事業者を記入）

企業名			
代表者			
所在地			
T E L		F A X	
E - m a i l		U R L	
資本金	千円	従業員数	常用 人 臨時 人
創業			
業種 (産業分類中分類番号)			
主要製品 (うち輸出製品)			
直近の経営状況			
年間売上	千円（ 年 月期） うち、健康・医療関連分野 千円（ 年 月期）	当期利益	千円（ 年 月期）
補助事業の概要			
(製品化・事業化しようとする技術・製品の内容について、新規性、市場性、成長性などの側面から事業活動全体における補助事業の概要・意義について記述してください。)			
事業活動の進捗状況と解決すべき課題			
(事業活動がどのような段階にあり、どのような課題に直面しているかを記述してください。)			

2 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 事業活動の内容

対象製品名とその特長
保有する技術シーズ，知見等
補助事業の目標
補助事業の実施体制とスケジュール (連携タイプの場合は，連携体制が分かるように記入してください。)
事業化計画（ロードマップ・スケジュール）と経済波及効果

4 研究開発の内容（研究開発・技術開発を行う場合）

研究開発の背景																			
研究開発の目標																			
研究開発の具体的内容																			
研究開発の実施体制・スケジュール																			
<p>（連携タイプの場合は、研究開発においてそれぞれの企業等が担う技術・ノウハウを明確にした連携体制を記入してください。）</p> <p style="text-align: center;">（直接人件費を補助対象とする場合は必須）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">所属</th> <th style="padding: 5px;">職名</th> <th style="padding: 5px;">氏名</th> <th style="padding: 5px;">役割・担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				所属	職名	氏名	役割・担当												
所属	職名	氏名	役割・担当																

5 収支計画書

ア 収入 ※計画全体の合計を記入してください。

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	資金調達先
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

イ 支出 (年度分) ※年度ごとに作成し、さらに合計表を作成してください。(単位：円)

区分	経費区分	補助事業に要する経費 (消費税含む)	補助対象経費 (消費税含まず)	補助金交付申請額
事前研究・ 可能性調査 (F/S)に 要する経費	原 材 料 費			
	機 械 装 置 費			
	外 注 加 工 費			
	技 術 指 導 受 入 費			
	調 査 等 委 託 費			
	小 計			
研究開発・ 技術開発に 要する経費	原 材 料 費			
	機 械 装 置 費			
	外 注 加 工 費			
	技 術 指 導 受 入 費			
	調 査 等 委 託 費			
	共 同 研 究 費			
	直 接 人 件 費			
	産 業 財 産 権 導 入 費			
小 計				
事業化・販 路拡大に要 する経費	調 査 等 委 託 費			
	許 認 可 申 請 経 費			
	展 示 会 等 出 展 費			
	広 告 宣 伝 費			
	小 計			
合 計				

ウ 補助事業経理担当者

エ 経費内訳 (年度分) ※年度ごとに作成してください。

(単位：円)

区分	経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費 (消費税含む)
事前研究・可能性調査(F/S)に要する経費	原 材 料 費						
	機 械 装 置 費						
	外 注 加 工 費						
	技術指導受入費						
	調 査 等 委 託 費						
	小 計						
研究開発・技術開発に要する経費	原 材 料 費						
	機 械 装 置 費						
	外 注 加 工 費						
	技術指導受入費						
	調 査 等 委 託 費						
	共 同 研 究 費						
	直 接 人 件 費						
	産業財産権導入費						
小 計							
事業化・販路拡大に要する経費	調 査 等 委 託 費						
	許認可申請経費						
	展示会等出展費						
	広 告 宣 伝 費						
小 計							
合 計							

6 技術指導受入計画

技術指導受入の相手方	
技術指導の内容	
技術指導の必要性	

7 調査等委託計画

調査等委託の相手方	
調査等委託の内容	
調査等委託の必要性	

8 共同研究計画

共同研究の相手方	
共同研究の内容	
共同研究の必要性	

9 産業財産権導入計画

産業財産権導入の種別	
産業財産権の内容	
産業財産権導入の必要性	

10 許認可申請計画

許認可の内容	
許認可申請先	
許認可申請経費の支出先	

11 展示会等出展計画

出展等する展示会の名称	
展示等の内容	
展示会等経費の支出先	

様式第2号（第6条関係）

□ □ 第 □ 号

（申請者住所）

（申請者名称）

年 月 日付で申請の 年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助金については、次のとおり交付します。

年 月 日

広島県知事

1 交付の金額

年度分	年度分	合計
円	円	円

2 交付の対象事業、内容など

(1) この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助事業で、その内容は、 年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

(2) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。

ただし、補助事業の内容が変更された場合で、補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額を変更するときは、別に通知する。

区 分	年度分	年度分	合計
補助事業に要する経費	円	円	円
補助対象経費	円	円	円
補助金の額	円	円	円

3 交付の条件

(1) 補助事業に要する経費全体の20パーセントを超える減少となる変更、又は経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20パーセントを超える経費を流用する場合は、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容について著しい変更をする場合は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

4 この事業は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）及び健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱（平成24年5月25日施行）の適用を受けるものである。

5 交付の方法

この補助金は、規則第15条の規定により、補助金の額の確定後に交付するものとする。

年 月 日

広島県知事 様

（補助事業者）

郵便番号

住 所

企業名

代表者（職氏名）

担当者（職氏名）

電話番号

年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助事業
変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日付け〇〇第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更（中止又は廃止）したいので、健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

- 1 変更（中止，廃止）の内容
- 2 変更（中止，廃止）の理由
- 3 変更（中止，廃止）の時期

（注1）変更の場合は，変更前後の事業内容及び収支計画が容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし，変更前を上段に括弧書きすること。また，交付申請時に添付した書類に変更，追加がある場合には，その関係書類を添付すること。

（注2）中止又は廃止の場合は，中止又は廃止の年月日及びその時点における事業内容及び収支実績を記載すること。

年 月 日

広島県知事 様

（補助事業者）

郵便番号

住 所

企業名

代表者（職氏名）

担当者（職氏名）

電話番号

年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助事業（ 年度分）
実績報告書

年 月 日付け□□第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり完了したので、健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 金 円

補助金の精算額 金 円

2 補助事業の完了年月日

3 補助事業の実績

別紙「補助事業実績書」のとおり

（添付書類）

- 補助事業実績書（様式第4号別紙）
- 支出証拠書類（発注書，契約書，納品書，請求書，領収書等の写し）
- 「健康・医療関連産業創出支援事業費補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」に規定する必要書類（直接人件費を計上する場合）
- その他知事が必要と認める書類

補 助 事 業 実 績 書
(年 度 分)

1 補助事業の実績

補助事業の内容
テーマ名：
補助事業の実施期間
開始 年 月 日 完了 年 月 日
補助事業の実施状況
補助事業の成果
事業化の見通し

2 収支決算書

ア 収入

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	資金調達先
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

イ 支出

(単位：円)

区分	経費区分	補助事業に要する経費 (消費税含む)	補助対象経費 (消費税含まず)	補助金交付申請額
事前研究・ 可能性調査 (F/S)に 要する経費	原 材 料 費			
	機 械 装 置 費			
	外 注 加 工 費			
	技 術 指 導 受 入 費			
	調 査 等 委 託 費			
	小 計			
研究開発・ 技術開発に 要する経費	原 材 料 費			
	機 械 装 置 費			
	外 注 加 工 費			
	技 術 指 導 受 入 費			
	調 査 等 委 託 費			
	共 同 研 究 費			
	直 接 人 件 費			
	産 業 財 産 権 導 入 費			
小 計				
事業化・販 路拡大に要 する経費	調 査 等 委 託 費			
	許 認 可 申 請 経 費			
	展 示 会 等 出 展 費			
	広 告 宣 伝 費			
	小 計			
合 計				

ウ 補助事業経理担当者

エ 経費内訳

(単位：円)

区分	経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費 (消費税含む)
事前研究・可能性調査(F/S)に要する経費	原 材 料 費						
	機 械 装 置 費						
	外 注 加 工 費						
	技術指導受入費						
	調査等委託費						
	小 計						
研究開発・技術開発に要する経費	原 材 料 費						
	機 械 装 置 費						
	外 注 加 工 費						
	技術指導受入費						
	調査等委託費						
	共同研究費						
	直接人件費						
	産業財産権導入費						
小 計							
事業化・販路拡大に要する経費	調査等委託費						
	許認可申請経費						
	展示会等出展費						
	広告宣伝費						
小 計							
合 計							

年 月 日

広島県知事 様

(補助事業者)
郵便番号
住 所
企業名
代表者（職氏名）
担当者（職氏名）
電話番号

年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助金（ 年度分）精算払請求書

年 月 日付け□□第 号で補助金の額の確定通知を受けたので、健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり精算払を請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名：

支 店 名：

預 金 種 別： 普通 ・ 当座

口 座 番 号：

口 座 名 義： (カナ：)

様式第6号（第11条関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

財産名	規格	数量	取得価額 単 価	取得価額	取得年月日	耐用 年 数	保管 場所	備考

（注1）対象となる取得財産等は，取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上（税抜）の財産とする。

（注2）取得財産等には識別できる表示をするとともに，写真を添付すること。

（注3）数量は，同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注4）取得年月日は，検収年月日を記載すること。

年 月 日

広島県知事 様

（補助事業者）

郵便番号

住 所

企業名

代表者（職氏名）

担当者（職氏名）

電話番号

年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助金に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付け□□第 号で交付決定を受けた補助事業について、次の財産を処分したいので、健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、承認を申請します。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

広島県知事 様

（補助事業者）

郵便番号

住 所

企業名

代表者（職氏名）

担当者（職氏名）

電話番号

年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助金に係る事業化状況報告書

年 月 日付け□□第 号で交付決定を受けた補助事業に係る 年度の事業化状況について、健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の内容	
補助金交付確定額	
事業化の状況	（補助事業における製品・サービスを上市した場合は、当該製品・サービスの報告年度に係る販売数、売上額を記載してください。）
補助事業により取得した財産の管理状況	

年 月 日

広島県知事 様

（補助事業者）

郵便番号

住 所

企業名

代表者（職氏名）

担当者（職氏名）

電話番号

年度健康・医療関連産業創出支援事業費補助金に係る産業財産権届出書

年 月 日付け□□第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり産業財産権の出願（取得，譲渡，実施権の設定）をしたので，健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により届け出ます。

- 1 補助事業の内容

- 2 産業財産権の種類（特許，意匠，商標，実用新案）及び出願等の番号

- 3 内容（出願，取得，譲渡，実施権の設定）及び出願等年月日

- 4 相手先及び条件（譲渡，実施権の設定の場合）